

第七次名取市行財政改革大綱

令和7年3月

名 取 市

目 次

第七次名取市行財政改革大綱 編

第1章 行財政改革大綱の策定趣旨	1
第2章 行財政改革大綱の対象と期間	2
第1節 対象	
第2節 期間	
第3章 行財政改革の柱	3
第4章 行財政改革の実施項目	5
第1節 連携と協働による地域経営の推進	
第2節 社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進	
第3節 効率的な組織づくりと人材育成	
第4節 持続可能な財政基盤の確立	
第5章 行財政改革の推進	11
第1節 推進体制	
第2節 進行管理	
【用語解説】	12
第七次名取市行財政改革大綱策定体制図	14

第七次名取市行財政改革大綱 実施計画 編

第1節 連携と協働による地域経営の推進	15
第2節 社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進	19
第3節 効率的な組織づくりと人材育成	21
第4節 持続可能な財政基盤の確立	27

第七次名取市行財政改革大綱

第1章 行財政改革大綱の策定趣旨

本市では、昭和60（1985）年の策定以降、六次にわたり改定してきた「名取市行（財）政改革大綱」と実効性のある改革を進めるため大綱の具体的な取組事項を定めた「名取市行（財）政改革大綱実施計画」に基づき、行財政改革^{（注1）}を継続して推進してきました。

平成27（2015）年度以降は、職員や予算の数量的削減により簡素な行政の実現を目指す「量の改革」から、限りある資源を効率的に活用して提供する行政サービスの内容の充実を重視する「質の改革」に力点を移し、行政経営の推進に取り組んできました。

また、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応するため、市民との協働にも取り組み、地域経営の推進に努めてきたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症を契機とする生活様式の変化やデジタル化の加速、超高齢社会の進展に伴う2040年問題や激甚化する自然災害への対応など、行政を取り巻く環境は一層厳しく、様々な課題へ臨機応変に対応していかなければなりません。

こうしたことから、自治体経営に当たっては、社会情勢の変化に柔軟に対応し、適切な行政サービスを速やかに展開・実行できる能力を持った職員を育成し、また、それらの職員が自らの能力を十分に発揮することができる組織づくりを行うことがますます重要になっています。また、これまでの行財政改革の取組を基礎として、限りある経営資源を適正に配分し、より効率的で効果の高い「行財政運営」を推進していくことが求められます。

このたび、令和2（2020）年4月に策定した第六次名取市行財政改革大綱の計画期間が終了を迎えることとなりますが、第六次名取市行財政改革大綱実施計画において今後も継続して取り組むべき項目については、第六次名取市行財政改革大綱の考え方を継承しつつ、加えて、時代の潮流による変化や本市の現状に即した改編を行い、「名取市第六次長期総合計画」の着実な前進を行財政分野から下支えする新たな計画として「第七次名取市行財政改革大綱」を策定するものです。

第2章 行財政改革大綱の対象と期間

第1節 対象

行財政改革大綱の対象は、一般会計^(注2)、特別会計^(注3)、水道事業及び下水道事業の企業会計^(注4)とします。

第2節 期間

行財政改革大綱の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

第3章 行財政改革の柱

第七次名取市行財政改革大綱では、人口減少社会への転換や少子高齢化等の進展、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした社会経済状況の変化、多様化・増大化が見込まれる市民ニーズの中で、限られた経営資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供するための財政基盤を確立するため、第六次名取市行財政改革大綱における4つの改革の柱を時代の潮流による変化や本市の現状に即した内容に改編し、「連携と協働による地域経営の推進」「社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進」「効率的な組織づくりと人材育成」「持続可能な財政基盤の確立」を掲げて、引き続き行財政改革に取り組みます。

1 連携と協働による地域経営の推進

予測困難な時代において、行政課題及び地域課題はさらに多様化・増大化しており、多様な主体との連携・協働をより一層進め、課題解決に臨む必要があります。それらの課題を共有するため、積極的な行政情報の公開や効果的な情報発信を行うとともに、市民の多様な意見をまちづくりに反映させるための機会の充実を図ります。

市民や民間企業、NPO^(注5)、ボランティア団体等の市民活動は活発になっており、こうした気運の高まりを大切にしながら、地域経営の取組を今後さらに充実させ、市民参画の機会を拡充するとともに、市民協働に対する市民の理解を深めるための環境整備を推進します。

また、大学等の教育機関、金融機関、民間企業等との相互の連携も強化し、それぞれが持つノウハウや知見を活かし、協働のまちづくりに取り組みます。

2 社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進

令和2(2020)年以降、新型コロナウイルス感染症拡大という想定外の事態が起こり、生活のあり方が大きく変容、これを機に行政のデジタル化のニーズが加速しました。日々の暮らしにおいて豊かさを実感できる行政サービスを目指し、ICT^(注6)利用が困難な方への配慮にも努めながら、デジタル化をさらに推進します。システム構築・調達の効率化を図るため、自治体情報システムの標準化・共通化^(注7)を進めるとともに、事務の効率化を図る業務プロセス再構築(BPR^(注8))の活用により、業務改善を推進します。

一方で、これまで行政が担ってきた公共サービスの領域においても民間の参入が進んでおり、公共サービスの内容と種類によっては、その優れた専門性やノウハウが市民満足度の向上にもつながっていくものであることから、引き続き業務の民営化や指定管理者制度の活用等による民間活力の導入を進めます。

また、近年、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により地球温暖化が進行し、世界では地球温暖化に起因する気候変動により、集中豪雨や台風などの自然災害が頻発・激甚化しており、生活環境を脅かしています。将来世代も安心して暮らせる持続可能なまちづくりのために、引き続き環境負荷低減を目指した取組を進めます。

3 効率的な組織づくりと人材育成

今後、生産年齢人口の減少により人手不足が進むことで、職員を十分に確保することや業務の外部委託などが困難になることが予想されます。デジタル技術を扱うことができる人材の育成、確保を進めるとともに、デジタル化による業務改善で生み出された時間や労力を、デジタル技術で補うことのできない業務に投入するなど、戦略的な人員配置に取り組みます。

また、限られた職員数で質の高い行政サービスを提供し続けるため、職員の人材育成に力を入れ、職員一人ひとりの資質や能力の向上を図ります。

さらに、市民ニーズへの迅速な対応、自然災害や感染症等の緊要な課題への対応など組織全体の能力が十分に発揮できるよう、組織体制の見直しによる効率的な事務処理環境を構築することで、行政運営の効率化を進めます。

4 持続可能な財政基盤の確立

少子高齢化の進行による社会保障関係経費の増、不安定な国際情勢や為替変動による物価の高騰、老朽化に伴う公共施設の修繕・更新等、今後とも財政支出の増大に伴う厳しい財政運営が見込まれます。

このような状況において、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げるため、歳入に見合った適正な歳出規模を堅持することを前提とし、「名取市公共施設等総合管理計画」に基づき施設のライフサイクルコスト^(注9)を低減するなど将来の負担抑制にも配慮しつつ、必要性や優先度の高い事業に重点的に財源を配分するなど、限られた財源の有効かつ効率的な執行を図ることで、安定した財政基盤の確立に努めます。

第4章 行財政改革の実施項目

第1節 連携と協働による地域経営の推進

(1) 多様な主体との連携・協働の推進

複雑化する地域の課題や社会的課題を解決するためには、市民や民間企業、自治組織、NPO、ボランティア団体など多様な主体と連携・協働し、それぞれの特徴や役割を生かして取り組むことが必要です。

積極的な行政情報の公開や効果的な情報発信を行うとともに、市民参画の機会を拡充し、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めます。

また、女性活躍の推進に向けた取組やあらゆる分野で女性の意見や考えを反映させることができるような環境づくりとして、令和2（2020）年3月に策定した「第三次名取市男女共同参画計画」に基づき、政策形成過程への女性の参画を促進します。

ア 市民等との連携・協働による地域経営

第六次名取市行財政改革大綱でも取り組んできた、様々な団体等との連携・協働を継続し、市民協働事業などを活用するほか、大学等の教育機関、金融機関、民間企業等との連携協定に基づき、地域課題の解決を図ります。

イ 多様なツールを活用した情報公開・情報発信の充実

オープンデータ^(注10)化した公共データは、適時更新を行い、データの鮮度の維持に努め、市民や事業者がそれらの情報を容易に活用できる環境を整備します。また、より多くの市民に市政情報が届くよう、広報紙やホームページ以外にもSNS^(注11)や情報発信プラットフォーム「ナトぼた」等、様々なツールを活用して市民の声の把握に努めるとともに、情報共有を推進し、行政の透明性の向上や信頼性の確保につなげます。

ウ 審議会等への女性の登用推進

市の審議会等委員について女性委員の登用状況を把握し、女性の登用推進に向けた働きかけを行います。

エ 市管理職への女性の登用推進

市の女性職員について、市の特定事業主行動計画に基づく職域拡大及び管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。

第2節 社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進

(1) デジタルを活用した行政経営の推進

社会のデジタル化が進展し、行政のデジタル化も求められている中、手続きのオンライン化等、デジタル技術の積極的な活用を進めることで、市民サービスのより一層の向上を図ります。また、年齢等を問わず市民が等しくデジタルの恩恵を受けられるよう、デジタルデバイド解消に向けても併せて取り組みます。

また、行政運営の効率化を図るため、自治体情報システムの標準化・共通化を進め、事務の効率化を図る業務プロセス再構築（BPR）を行い、業務の更なる効率化を図ります。また、ペーパーレス化、会議のオンライン化を推進することで、情報の電子化を促進します。

ア 市民サービスのデジタル化

行政手続きのオンライン化や「書かないワンストップ窓口」の運用等、住民と行政との接点となるフロントヤード^(注12)改革を進めつつ、自治体情報システムの標準化・共通化や公金納付のe L T A X^(注13)の活用等のバックヤード^(注14)改革に一体となって取り組みます。

イ 業務改善とデジタルの活用

BPRの実施により行政事務の見直しを図るとともに、庁内業務のデジタル化や生成A I^(注15)の活用によるD X^(注16)化を推進し、業務効率の向上に取り組みます。

(2) 民間活力の活用の推進

「民間にできることは民間に」を基本に、事務事業の実施に当たっては行政が直接行う必要性を確認するとともに、効率性やサービス向上などの観点から民間能力や専門知識、ノウハウを活用した方がより効果的・効率的なものについてサービスの水準や内容をチェックするなど、行政としての責任を果たすことに留意しながら、民間活力の活用を進めます。

ア 民間委託の更なる推進

本市では、これまでも様々な分野において民間委託を進めてきましたが、今後も行政と民間との役割分担を明確にしながら、サービスの維持向上や事務の効率化、経費の削減等に留意しつつ、可能なものについては民間委託の拡大を図ります。

イ 指定管理者制度の活用と適切な運用管理

本市では、指定管理者制度が制度化されて以降、文化会館や市民体育館など16施設で導入してきましたが、今後も市が管理運営するよりもサービスの向上や経費の削減が期待できる公の施設は、指定管理者制度の導入を積極的に進めます。

また、既に指定管理者制度を導入している施設については、モニタリング^(注17)を適切に実施することでサービスの質の維持・向上を図ります。

ウ 行政サービスの民営化に向けた検討

市が実施する既存の事務事業で、民間による同様のサービスが提供されており、民営化することが適切と考えられるものについては、当該サービスを民間が担うことによる事業の継続性や経営の安定性に配慮しつつ、民営化に向けた検討を行います。

(3) 脱炭素社会の構築に向けた取組

令和3(2021)年10月に行った「名取市ゼロカーボンシティ宣言」及び令和6(2024)年3月に策定した「名取市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため、「市役所」という一事業体として、再生可能エネルギーの活用、省エネルギーを意識した業務を推進することで、環境保全と持続可能な社会づくりに貢献します。

ア 再生可能エネルギーの活用

「名取市公共施設等総合管理計画」における施設の更新・統廃合等の計画と整合を図り、市の公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。

イ 省エネルギーの推進

効率的かつ効果的な省エネを推進するため、省エネルギー機器の導入や省エネ行動の促進など、「脱炭素型ライフスタイル」への転換に向け取り組みます。

第3節 効率的な組織づくりと人材育成

(1) 効率的な行政組織の構築

社会経済状況の変化や、多様化・増大化する市民ニーズを踏まえ、新たに発生する行政課題に迅速に対応するため、効率的・効果的かつ機動的な執行体制の構築に向けた取組を進めます。

また、効率的な組織体制の整備や職員定数の適正化に取り組むとともに、職員の意識改革・人材育成に積極的に取り組みます。

ア 職員定数の適正化

定年延長制度に対応しながら、人件費の抑制に向けた取組を進めるとともに、行政規模にふさわしい適正な職員の定員管理に努めます。

イ 効率的な行政組織の構築

限られた人的資源で拡大する行政ニーズに対応し、行政サービスの維持向上を図るため、簡素で効率的な行政運営を目指し、柔軟な組織体制の構築に努めます。

ウ 必要な人材の確保

採用試験の見直しや広報の強化等を実施し、きめ細かい行政サービスを展開するために必要となる人材を確保します。また、合格後の辞退者や採用後の退職者を出さないための取組を進めます。

(2) 職員の意識改革及び人材育成

複雑化する様々な行政課題に対応していくためには、職員の資質向上と将来を見据えた職員力の向上が必要であるため、自らの業務について明確な目標や改善意識を持つなど意識改革を推進するとともに、職員の能力を最大限に引き出すための人材育成に努めます。

ア 職員の意識改革

変化にしなやかに対応できる人材の育成に向け、仕事の意義や自身、組織の役割を再認識する機会を創出し、職員の当事者意識の一層の醸成を図る取組を進めます。また、コンプライアンスに対する組織風土や職員の意識向上を図り、職員の法令遵守、倫理保持による公正な職務の執行と適正な行政運営の確保に向けた取組を進めます。

イ 職員の能力開発の強化

通常の職員研修に加え、引き続き他団体との人材交流や研修派遣の取組を進め、政策形成能力や課題解決能力等を向上させることで、組織の活性化と多様化する行政課題に対応できる職員の育成を図ります。また、デジタルを活用した行政経営の推進のために、必要な知識と経験を備えたデジタル人材の育成に取り組みます。

(3) 働きやすい職場環境の整備

多様な働き方を可能とする職場づくりを進め、職員のモチベーション向上を図るとともに、効率的に業務を遂行できる環境の整備に取り組みます。また、職員の健康管理や長時間労働の是正、休暇取得の促進などにより、職員が高い志気を持って能力を十分に発揮できる体制づくりを進めます。

ア 多様な働き方の実現

職員が働きがいを感じ、それぞれが持つ能力を最大限発揮できるよう、職員の実情に寄り添った多様で柔軟な働き方や、性別や年齢に関わらず、職員誰もが働きやすく活躍できる環境の整備を進めます。

イ ワーク・ライフ・バランスの推進

時間外勤務の縮減に向けた取組や、年次有給休暇取得促進などの取組を進め、職員のモチベーションアップと生産性向上の併存の実現を目指します。また、疾病やメンタルヘルス不調による長期療養者の割合の低減を図るなど、快適な職場環境づくりに取り組みます。

ウ ハラスメント防止

職員がその能力を最大限に発揮できるよう、「名取市ハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、ハラスメントの根絶を目指すとともに、当事者が相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、近年増加しているカスタマーハラスメントについては、職員の萎縮や精神的苦痛による業務の遅滞を招き、行政サービス提供の支障となるだけでなく、本来対応すべき相談等への対応ができなくなるおそれがあることから、効果的な防止対策について取り組みます。

第4節 持続可能な財政基盤の確立

(1) 財源の重点化及び効果的な執行

本市では、人口の増加等に伴い、ある程度は税収の伸びが期待できる状況となっていますが、そのような中であって、今後とも社会保障関係経費の増や公共施設の更新等に伴う厳しい財政状況が見込まれます。

本市が将来にわたって必要な市民サービスの提供体制を維持するとともに持続的な発展を遂げるため、徹底した経費の節減合理化、選択と集中による事業の重点化を行い、持続可能な財政基盤を確立します。

ア 経常経費等の歳出抑制

行政評価等の取組を通じ、経費の節減合理化に向けた業務の見直しを行うとともに、時代の変化により一定の役割を終えたと考えられる事業のスクラップを進めます。ワイズスペンディング^(注18)の考え方により、政策効果の乏しい事業を政策効果の高い事業に転換するなど、EBPM^(注19)による事業の重点化を図ります。

イ 公共施設等のストックマネジメント推進

平成29(2017)年5月に策定した「名取市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設や公用施設、インフラ施設の管理を適正かつ計画的に行うことで、施設の長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、これまで進めてきたバリアフリー^(注20)化の取組に加え、ユニバーサルデザイン^(注21)化を推進します。

ウ 補助金の活用と適正化

費用対効果や公費負担のあり方については、社会情勢の変化を踏まえつつ「必要性」・「公益性」・「妥当性」・「公平性」の観点から不断の検証を行い、補助金の有効的な活用や適正化を図ります。

エ 地方公営企業の健全経営の推進

地方公営企業の経営を取り巻く環境は、今後の人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大などから、全国的に厳しさを増していくものとされています。本市が経営する「水道事業」と「下水道事業」においても、平成29(2017)年に策定したそれぞれの経営戦略に基づき、

将来にわたって住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくための取組を進めます。

(2) 自主財源の確保

将来にわたり安定的な行政サービスを提供できるよう、自主財源の確保と充実を図ります。市が保有する財産の有効活用や企業誘致の促進、「ふるさと納税制度」の活用等新たな財源により、一層の歳入の確保を図ります。また、引き続き市税収納率の向上及び滞納対策に取り組むとともに、使用料・手数料等を受益者負担の原則に基づき定期的に見直すことにより、収入の適正化を進めます。

ア 新たな財源等による歳入確保

ふるさと納税制度の活用や広告料収入の拡充など、財源確保に引き続き取り組むとともに、ガバメントクラウドファンディングや新たな広告媒体の導入等、新たな財源を確保するための仕組みづくりについて検討します。市が保有する遊休資産の整理を行い、売却や有償貸付等の有効活用を積極的に進めます。

イ 市税等の収納率向上

収納率の向上を図るため、引き続き期限内納付の徹底や適切な滞納処分に取り組めます。また、新たな納税環境の整備について、費用対効果を勘案しながら検討を行います。

ウ 受益者負担の適正化

各種使用料や手数料等について、行政サービスの利用に見合った負担を求めることで、受益者と非受益者間の公費負担に係る公平性を保つとともに、コストに応じた見直しを定期的を実施することで受益者負担の適正化を図ります。

第5章 行財政改革の推進

第1節 推進体制

市長を本部長とする「名取市行政改革推進本部」を中心として、全庁をあげて推進します。

また、企画部長を委員長とする「名取市行政組織事務検討委員会」において、事務の効率化と組織の合理化について調査検討を行います。

第2節 進行管理

第七次名取市行財政改革大綱の推進のため実施計画を策定するとともに、「名取市行政改革推進本部」において実施計画の進行管理を行うことにより、行財政改革大綱の実現を図ります。

また、学識経験者や市民公募委員などで構成される「名取市行政改革推進会議」に毎年度進捗状況を報告し、助言・指導を受けるとともに、広報紙や市ホームページにおいて公表します。

【用語解説】

(注1) 行財政改革

財政の健全化と市民サービスの維持向上の両立を目指す取り組みのこと。

(注2) 一般会計

地方公共団体の会計の中心をなすもので、行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また一般会計では、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理することとされている。

(注3) 特別会計

国民健康保険や介護保険、休日夜間急患センターなど、一般会計から分離して別に収支経理を行う会計のこと。

(注4) 企業会計

独立採算による特定の事業を経理する会計のこと。

(注5) NPO (Non-Profit-Organization)

営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

(注6) ICT (Information and Communication Technology)

ITに比べて、「コミュニケーション」性が具体的に表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

(注7) 自治体情報システムの標準化・共通化

自治体の基幹システムにおいて、住民サービスに直結する20業務を、令和7年度末までに国の示す標準仕様に合わせたシステムへ移行することを目指すもの。標準化により、システム構築等のコスト削減や行政運営の効率化が期待されている。

(注8) BPR (Business Process Re-engineering)

業務本来の目的に向かって既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインしなおすこと。

(注9) ライフサイクルコスト

建設費のほか、運用管理や保全に係る費用などをトータルで考えた費用総額のこと。

(注10) オープンデータ (公共データの民間開放)

公共データを、編集・加工等をしやすい方式で、かつ営利・非営利を問わずに二次利用が可能なルールで公開し、住民や企業が自由に活用するもの。

(注11) SNS (Social Networking Service)

広い意味で、インターネット上の様々な利用者同士が交流し、社会的なつながりやコミュニケーションを深めていくことができるようなオンラインサービスの総称。

(注12) フロントヤード

住民と行政との接点のこと。

(注 13) e L T A X

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

(注 14) バックヤード

自治体の内部事務のこと。

(注 15) 生成 A I

学習データをもとに、テキストや画像など新たなデータを生成する A I（人工知能）のこと。

(注 16) D X (Digital Transformation)

行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連係などを通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図るもの。

(注 17) モニタリング

指定管理者による公共サービスの履行に関して、法律や条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか、また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるかを確認、評価する仕組み。

本市においては、平成 29 年 3 月に「名取市指定管理者制度導入施設のモニタリングに関する指針」を策定するとともに、施設の適切な維持管理に活用するため実施している。

(注 18) ワイズスペンディング

賢い支出という意味。不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対して選択的に行うことが望ましいという意味で用いられる。

(注 19) E B P M (Evidence-based Policy Making)

政策の企画をその場限りの勘・経験・思いつきに頼るのではなく、政策目的を明らかにしたうえで統計データ等の合理的な根拠に基づくものとする。

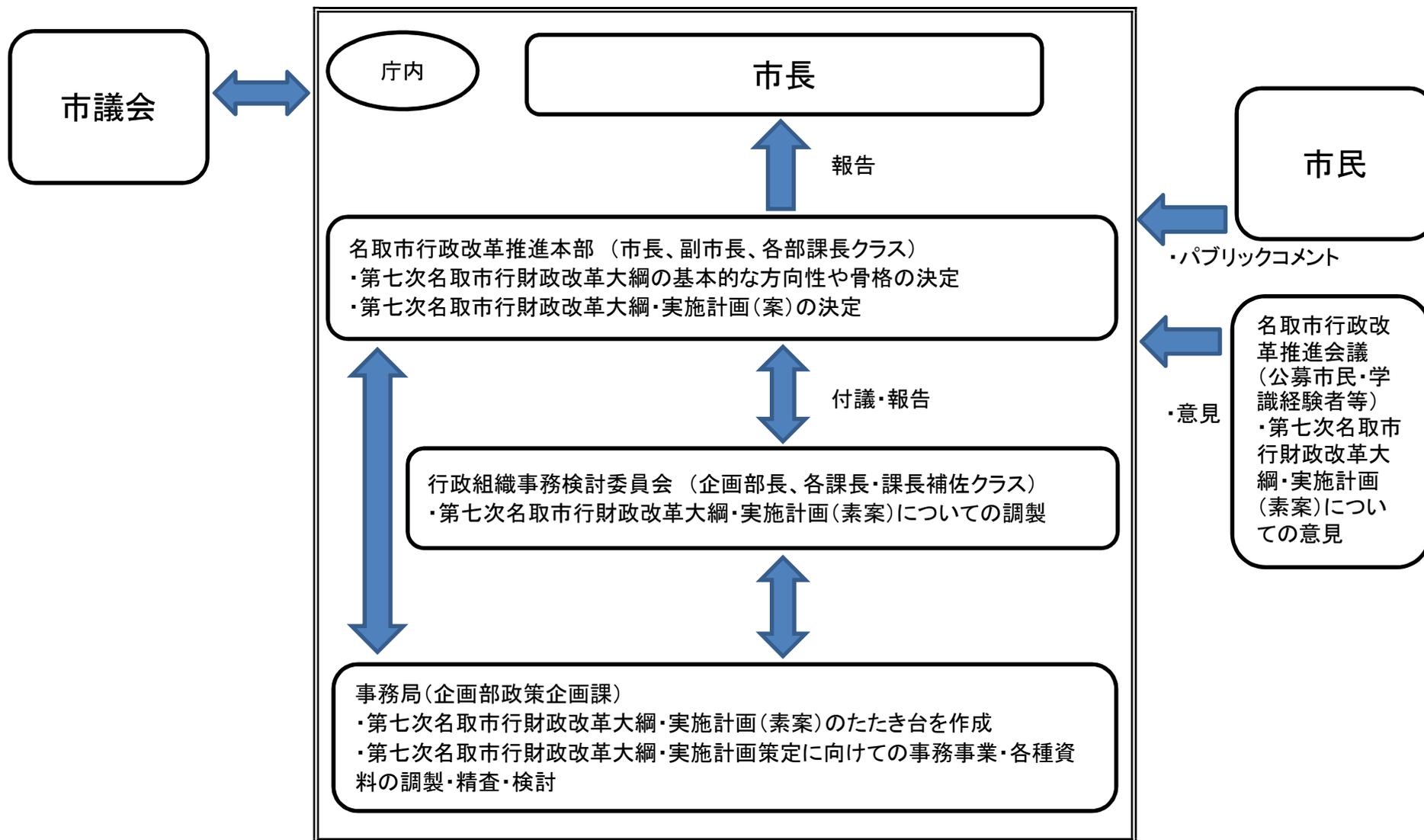
(注 20) バリアフリー

高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くという考え方。

(注 21) ユニバーサルデザイン

文化や言語の違い、年齢・性別・人種の違い、障がいや能力の有無に関係なく、多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

第七次名取市行財政改革大綱策定体制図



第七次名取市行財政改革大綱実施計画

第七次名取市行政改革大綱実施計画

第1節 連携と協働による地域経営の推進

(1) 多様な主体との連携・協働の推進

ア 市民等との連携・協働による地域経営

番号	項目	内容	指標
1	市民協働提案事業の推進	団体と行政との連携・協働の推進のため協働提案事業（市民提案型・行政提案型・担い手育成型）を継続して実施する。	毎年度合計3団体以上事業を実施する。
2	地域学校協働活動事業の推進	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動事業を継続して実施し、地域と学校の連携・協働を進める。	協働本部の設置を維持して事業を継続的に実施する。
3	民間団体等との協働による国際交流事業の展開	民間団体等との協働による国際交流事業の展開を図る。	毎年度3事業以上実施する。
4	市道、水路、公園等管理業務における市民協働の推進	町内会の清掃等、市民との協働を推進するとともに、ボランティアによる清掃や除雪、草刈り、植栽活動を支援する。	活動団体数を維持する。
5	NPO法人、ボランティア団体等との連携の推進	NPO法人やボランティア団体等の様々な市民活動主体と市の連携を強化するとともに主体間相互の連携を促進するため、情報共有の仕組みや人材育成事業の充実を図る。	情報交換会を年1回以上開催する。
6	包括連携協定の推進	大学・金融機関・企業等との連携を強化し、それぞれが持つノウハウや知見を活かし、地域の活性化を図れるよう、包括連携協定の締結を積極的に進める。	毎年度1団体以上と協定を締結する。
7		包括連携協定を締結している団体と新たな連携事業の検討や既存事業の見直しを行う。	毎年度1団体以上と意見交換会を実施する。
8	市民満足度調査の実施	市民ニーズの動向把握、行政施策の成果の検証を行い、施策の転嫁に反映させるため、市民満足度調査を実施する。	市民満足度調査を実施する。

〔記号内容〕
 ○：取り組みを開始する年度
 ※：当該年度中に取り組みの開始～指標達成まで完了する場合には◎のみ記載
 ◎：指標を達成する年度
 ●：継続的に実施する年度
 ⇒：◎の実現に向けて取り組む年度



担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
市民協働課	●	●	●	●	●	
生涯学習課	●	●	●	●	●	令和5年度 協働本部組織数：15本部
なとりの魅力創生課	●	●	●	●	●	
土木課 都市計画課	●	●	●	●	●	令和5年度末団体数 ・雪かきボランティア 67団体 ・草刈りボランティア 100団体 ・公園等愛護協力団体 81団体
市民協働課	●	●	●	●	●	
政策企画課	●	●	●	●	●	令和5年度 包括連携協定締結団体数：21団体
政策企画課	●	●	●	●	●	
政策企画課					◎	第七次長期総合計画策定に合わせた実施を想定。

イ 多様なツールを活用した情報公開・情報発信の充実

番号	項目	内容	指標
1	オープンデータ等の充実	市が保有する多様な情報を市民や企業が二次利用しやすい「オープンデータ」で公開する。また令和6年度までに公開したデータを更新し、未公開のデータのうち対応可能なものや市独自のデータも公開する。	国の標準オープンデータセットに追加されたデータの公開の可否を決定する。
2		これまで市民や事業者が来庁し、窓口で紙情報の閲覧を行っていた情報をHPで公開することで業務の効率化を行うとともに、利便性の向上を図る。	毎年度公開データを検討し、公開の可否を判断する。
3	利用者目線のホームページの充実	市民の方だけでなく、市外の方からも利用しやすく、分かりやすいホームページとするため、随時見直しを行う。	ホームページアクセス件数を増やす。(令和11年度：4,800件/日)
4	多様な媒体を利用した情報発信の充実	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用し、市の情報発信や情報共有を推進する。	SNSフォロワー数を増やす。(令和11年度：4,200件/年)
5		市公式アプリ「ナトぼた」を活用し、市の情報発信や情報共有を推進する。	ナトぼたのダウンロード数を増やす。

ウ 審議会等への女性の登用推進

番号	項目	内容	指標
1	市で設置する委員会や審議会等委員における女性の積極的登用	委員会や審議会における女性の積極的登用を進める。	「第3次名取市男女共同参画計画」に基づき、令和12年度までに登用率35%を目指す。(令和11年度:34.5%)

エ 市管理職への女性の登用推進

番号	項目	内容	指標
1	管理職への女性職員の登用	管理的地位にある女性職員の割合を引き上げる。	市管理職(課長級以上)における女性の割合を令和11年度まで30%以上に引き上げる。(消防除く)

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
A I システム推進課	●	●	●	●	●	<オープンデータ> 行政機関が保有する公共データのうち、原則として、営利目的かどうかを問わず二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適したデータ形式であり、かつ無償で提供できるように公開したデータ。 ※令和6年3月末時点：16項目
所管課	●	●	●	●	●	令和5年度公開データ ・都市計画図 など
なとりの魅力創生課	● 4,400 件/日	● 4,500 件/日	● 4,600 件/日	● 4,700 件/日	● 4,800 件/日	令和5年度：4,196件/日
なとりの魅力創生課	● 3,000 件	● 3,300 件	● 3,600 件	● 3,900 件	● 4,200 件	令和5年度：2,213件 (facebook、Instagram)
DX推進室	● 7,800 件	● 8,500 件	● 9,000 件	● 9,500 件	● 10,000 件	令和5年度ダウンロード数：1,063件 ※令和6年3月1日リリース

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
全課室	⇒	⇒	⇒	⇒	◎	対象となる委員：地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会等の委員 令和5年度：29.7%

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	⇒	⇒	⇒	⇒	◎	令和6年4月1日現在：23.8%

第2節 社会経済状況の変化を踏まえた行政経営の推進

(1) デジタルを活用した行政経営の推進

ア 市民サービスのデジタル化

番号	項目	内容	指標
1	行政手続のオンライン化の推進	マイナポータル機能を活用した「びったりサービス」や「みやぎ電子申請サービス」など既存の仕組みを活用しつつ、新たなサービスの情報を収集し、業務に応じた最適な手法による行政手続のオンライン化を進める。	随時導入可否を決定する。
2	書かないワンストップ窓口への取組	ライフイベント時の様々な手続きをワンストップでサービス提供できる「書かないワンストップ窓口」への取り組みを進める。	導入可否を決定する。
3	自治体情報システムの標準化・共通化に伴うガバメントクラウドの利用	自治体情報システムの標準化・共通化の一環として基幹系20業務を対象に進められているガバメントクラウドへの移行を行う。	自治体情報システムの標準化・共通化に合わせて、令和7年度未までに移行完了する。
4	公金納付のデジタル化の推進	市の公金収納の事務の効率化・合理化や、住民・民間事業者による公金納付の利便性を向上させるため、公金納付におけるeLTAxの活用を進める。	導入可否を決定する。
5	デジタルデバйд対策の推進	デジタル化したサービスをより多くの市民が利用できるように、スマートフォン等の情報端末の利活用の支援に取り組む。	令和7年度に取組内容の検証を行い、令和8年度以降の事業を効果的に実施する。

イ 業務改善とデジタルの活用

番号	項目	内容	指標
1	生成AIの活用によるDX化	自治体向け生成AIなど最新ICT技術の導入を視野に入れた電子自治体構築への取り組みを推進する。	自治体向け生成AIの導入の可否を決定する。
2	業務改革(BPR)の実施	業務内容や業務プロセスを抜本的に見直し、再構築する業務改革(BPR)の推進を横断的取組として実施する。	BPRを実施する。
3	ICTを活用した会議の推進	会議の効率化を図るため、PCやタブレットの活用を含めた環境整備等を推進する。	導入可否を決定する。

(2) 民間活力の活用の推進

ア 民間委託の更なる推進

番号	項目	内容	指標
1	業務委託の範囲拡大	費用対効果の検討を踏まえ、業務委託可能な事務について包括的な委託を推進する。	各年度1~2事業を検討対象事業として選定し、順次委託化の検討を進める。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
AIシステム推進課	●	●	●	●	●	令和6年度 びったりサービス:30件 みやぎ電子申請サービス:62件
政策企画課 AIシステム推進課 所管課		○ 検討	◎ 導入の可否			名取市事前申請システム:システム上で入力した情報を基に発行された二次元コードを端末にかざすことで申請書に印刷され、窓口での記載を一部省略できる。 ※住民票の写し、印鑑証明書、戸籍関係の証明書、受理証明書、その他証明書(身分証明書、独身証明書)
AIシステム推進課	◎					主な基幹業務システム: 住民記録、国民健康保険、市税、障害福祉、生活保護、介護、子ども・子育て、健康管理等
AIシステム推進課 所管課	○ 検討	◎ 導入の可否				主な対象業務: 介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料等 ※市税は令和5年度導入済
DX推進室	◎ 検証・見直し	●	●	●	●	

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
AIシステム推進課	○ 検討	◎ 導入の可否				
政策企画課	○ 検討・分析	◎ モデル事業の実施	◎ 横展開の方針決定			
AIシステム推進課	○ 試験導入/導入検討	◎ 導入の可否				

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
政策企画課	●	●	●	●	●	

イ 指定管理者制度の活用と適切な運用管理

番号	項目	内容	指標
1	児童センターの指定管理者制度導入	指定管理者制度未導入の児童センターについて、指定管理者制度を導入する（相互台児童センターほか）。	2施設導入する。
2	保育施設の指定管理者制度導入	業務委託を行っている保育施設について、指定管理者制度を導入する（関上保育所、本郷小規模保育所）。	2施設導入する。

ウ 行政サービスの民営化に向けた検討

番号	項目	内容	指標
1	民営化の可否についての検討	事業の継続性や経営の安定性に配慮しつつ、民営化を推進する。	随時検討する。

(3) 脱炭素社会の構築に向けた取組

ア 再生可能エネルギーの活用

番号	項目	内容	指標
1	太陽光発電設備・蓄電池の導入	公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進する。市内小中学校など、災害時の避難拠点となる施設において、蓄電池を導入する。	新設・建て替え・大規模改修を予定する公共施設について、再生可能エネルギー及び蓄電池を導入する。

イ 省エネルギーの推進

番号	項目	内容	指標
1	街路灯・橋梁灯・公園灯への環境配慮型照明の導入	LEDなどの省電力、長寿命型の環境配慮型照明を導入し、維持管理経費の削減を図る。	土木課…街路灯・橋梁灯を毎年度40基ずつLED化する。 都市計画課…公園灯を毎年度20基ずつLED化する。
2	庁舎事務室電灯のLED化	市役所庁舎事務室の電灯を原則LEDに更新する。	令和10年度までに市役所庁舎の電灯を原則LEDに交換する。
3	省エネルギー化の推進	公共施設における省エネルギー化を推進する。建物のエネルギー消費を削減し、再生可能エネルギーを活用してエネルギー収支をゼロにする「ZEB化」や省エネルギー基準への適合化を含め検討する。	新設・建て替え・大規模改修を予定する公共施設について、省エネルギー対策を徹底する。

第3節 効率的な組織づくりと人材育成

(1) 効率的な行政組織の構築

ア 職員定数の適正化

番号	項目	内容	指標
1	定員管理計画に基づく定数管理	令和3年度に策定した「名取市定員管理計画」の計画期間が令和8年度までのため、見直しを行う。	定員管理計画を改定する。
2		職員定数の適正化を進める。	定員管理計画の計画値を達成する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
こども支援課	○ 調整・導入準備	◎	○ 調整・導入準備	◎		施設の性格上、利用者との信頼性が求められるため、業務委託の期間を挟んだのちに導入する方向で進める。
こども支援課	◎					

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
所管課	●	●	●	●	●	

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
所管課	●	●	●	●	●	27施設導入済（市庁舎は太陽光発電設備のみ）

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
土木課 都市計画課	●	●	●	●	●	
財政課	●	●	●	◎		
所管課	●	●	●	●	●	

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
政策企画課	○ 情報収集	◎ 計画見直し				令和6年4月1日現在の職員数:651人 ※令和9年4月1日現在の目標職員数:638人
政策企画課	●	●	●	●	●	

イ 効率的な行政組織の構築

番号	項目	内容	指標
1	効率的な組織づくり	業務量に対応し、時代の変化にも対応できる柔軟な組織づくりを進める。	毎年度1回以上見直しを実施する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
政策企画課	●	●	●	●	●	

ウ 必要な人材の確保

番号	項目	内容	指標
1	人材の確保	インターンシップの受入等を通じ、市役所業務への理解を深め、職員採用におけるPR活動等を充実させる。	インターンシップを毎年30人以上受け入れる。
2	新規採用職員の健康管理	新規採用職員に対して健康面談を行う。	新規採用職員全員に実施する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	●	●	●	●	●	令和5年度：受入実績12人
総務課	●	●	●	●	●	

(2) 職員の意識改革及び人材育成

ア 職員の意識改革

番号	項目	内容	指標
1	次世代を担う職員の育成	令和4年度に改定した「名取市人材育成基本方針」について、社会情勢の変化等に対応するための見直しを検討する。	人材育成基本方針の見直しを検討する。
2		基本方針に沿って人材育成を進める。	人材育成基本方針に基づき実施する。
3	人事評価制度の活用	人事評価制度を活用し、職員の人材育成を図る。	適正な評価が行えるよう評価者研修を毎年度1回以上開催する。
4	コンプライアンス・公務員倫理の徹底	職員が法律等を守り、適正に業務を遂行するための意識醸成を目的として、必要なコンプライアンス研修等を実施する。	毎年度1回以上開催する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	●	●	●	●	●	
総務課	●	●	●	●	●	
総務課	●	●	●	●	●	
総務課	●	●	●	●	●	対象:全職員

イ 職員の能力開発の強化

番号	項目	内容	指標
1	職場研修(OJT)・職場外研修(OffJT)の充実	日常業務を通じた指導研修のほか、宮城県市町村職員研修所や市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)で行う集合研修により、人材育成に努める。	県市町村職員研修所及び市町村アカデミーが実施する集合研修(階層別研修を除く。)に毎年度30人以上派遣する。
2	派遣研修等の推進	宮城県や自治大学校等へ継続して派遣することにより、幅広い視野を持った職員を養成する。	毎年度3人以上派遣する。
3	デジタル人材の育成	行政のデジタル化やDXに関する研修を行う。また、実践的な専門研修も実施し、デジタルに強い人材の育成を目指す。	毎年度1回以上開催する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	●	●	●	●	●	令和5年度:29人 ※階層別研修は除く。 <OJT> 職場内研修。実際の業務を行いながらの指導研修のこと。 <OffJT> 職場を離れて研修所等で実施する集合研修のこと。
総務課	●	●	●	●	●	主な派遣先: 宮城県、自治大学校、東北自治研修所 等
AIシステム推進課	●	●	●	●	●	eラーニングによる個別研修 対面またはWebによる座学研修

(3) 働きやすい職場環境の整備
ア 多様な働き方の実現

番号	項目	内容	指標
1	育児休業等取得しやすい環境の整備	職員が育児休業や部分休業（1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度）等取得しやすい雰囲気を醸成することで育児を行う職員の継続的な勤務を継続する。	男性の育児休業取得率を100%とする。
2	多様な働き方の導入の検討	多様な働き方を実現するため、週休3日制やテレワークの本格運用を検討する。	本格運用の実施の可否を決定する。
3	時差出勤制度の活用	職員の執務環境の向上に向け、時差出勤の運用の見直しを検討する。	時差出勤の運用方針の見直しの可否を決定する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	●	●	●	●	●	令和5年度:81.8% ※2週間以上の取得者をカウントする。 < 育児休業 > 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に基づく休業。
総務課	○ 検討	◎ 運用実施の可否				テレワークは令和4年8月から新型コロナへの対応のため、暫定運用中。
総務課 政策企画課	○ 検討	◎ 方針決定				現在の対象:育児及び介護を行う職員、保育所、児童館、市民課の職員

イ ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	項目	内容	指標
1	超過勤務の縮減	業務改善に取り組みつつ、ノー残業デーの実施、月45時間の超過勤務上限を超過した場合等の報告、週休日の振替及び代休日の指定を徹底し、各所管課において超過勤務の縮減を図る。	職員1人あたりの超過勤務の総時間を前年度比5%削減する。
2	年次有給休暇の取得促進	GW、夏季休暇、年末年始の休暇と組み合わせ、年次有給休暇の取得促進を図る。	年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。
3	健康保持対策の推進	「こころとからだの健康相談」や「メンタルヘルス研修」を行い、職員の心とからだの健康の保持増進を図る。	メンタルヘルス研修を毎年度1回以上実施する。
4	窓口等の開庁時間の見直し	職員の働きやすい環境整備のため、窓口等の開庁時間の見直しについて検討する。	導入可否を決定する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
全課室	●	●	●	●	●	災害対応など突発業務を除く。
総務課	●	●	●	●	●	令和5年：平均13.4日
総務課	●	●	●	●	●	
総務課 政策企画課	○ 検討	◎ 導入の可否				

ウ ハラスメント防止

番号	項目	内容	指標
1	ハラスメントの防止	ハラスメント防止研修の実施等を通じ、ハラスメントの根絶を図る。カスタマーハラスメントについても、不当な要求行為等に対し、組織として毅然と対処するという姿勢を示し、公正な職務の遂行を確保する。	職員向け研修会を毎年度継続的に実施する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
総務課	●	●	●	●	●	

第4節 持続可能な財政基盤の確立
 (1) 財源の重点化及び効果的な執行
 ア 経常経費等の歳出抑制

番号	項目	内容	指標
1	行政評価の活用	個々の事務事業に関する「妥当性」「有効性」及び「効率性」を検証し、事務事業の取捨選択を進め、予算、人材等の有効活用を図る。	評価結果が「改善」「休止」と判定された事業について、2年以内の対応率を100%とする。
2	文書管理システムの活用による経常経費の圧縮	令和6年3月に導入した文書管理システム及び庶務事務システムを最大限に活用するとともに、WEB会議の運用を促進し、用紙代等の需用費を圧縮する。	コピー用紙の購入枚数を令和5年度比10%削減し、維持する。

イ 公共施設等のストックマネジメント推進

番号	項目	内容	指標
1	公共施設等の長寿命化及び適切な点検等の実施	定期的な点検・調査や計画的な補修等により公共施設等の安全性・機能性を長期的に確保し、財政負担の軽減・平準化を図る。また、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインも合わせて推進する。	個別計画がある公共施設等については、それぞれの計画に基づき実施する。

ウ 補助金の活用と適正化

番号	項目	内容	指標
1	補助金支給の適正化	毎年度の予算編成時において点検を行い、社会的な変化や行政効果等を勘案して、補助金の廃止・統合や補助額の見直しを推進する。	補助金等検討委員会を毎年度開催して見直しを実施する。

エ 地方公営企業の健全経営の推進

番号	項目	内容	指標
1	水道事業の中長期的な経営戦略の見直し	平成29年4月に策定し、令和4年7月に改定した「名取市水道事業経営戦略」の計画と実績の乖離を検証し、経営状況に応じた計画の見直しを定期的実施する。	計画の見直しを実施する。
2		効率的かつ合理的な健全経営を図る。	経営戦略に基づき健全経営を推進する。
3	下水道事業の中長期的な経営戦略の見直し	平成29年3月に策定し、令和4年3月に改定した「名取市下水道事業経営戦略」の計画と実績の乖離を検証し、経営状況に応じた計画の見直しを定期的実施する。	計画の見直しを実施する。
4		効率的かつ合理的な健全経営を図る。	経営戦略に基づき健全経営を推進する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
政策企画課	●	●	●	●	●	
全課室	●	●	●	●	●	令和5年度購入枚数:16,522,210枚 ※コピー用紙A4、A3、B5、B4

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
所管課	●	●	●	●	●	個別計画： 公園施設長寿命化計画、公営住宅等長寿命化計画、文化会館長期修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画、水道事業アセットマネジメント計画、下水道ストックマネジメント計画、保健・福祉施設個別施設計画、舗装の個別施設計画、公共施設等ユニバーサルデザイン化推進計画 等

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
財政課	●	●	●	●	●	

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
水道事業所	◎ 検証	◎ 計画策定・見直し				検証の結果、見直しが必要な場合は令和9年4月から新経営戦略を施行する。
水道事業所	●	●	●	●	●	
下水道課	◎ 検証	◎ 計画策定・見直し				検証の結果、見直しが必要な場合は令和9年4月から新経営戦略を施行する。
下水道課	●	●	●	●	●	

(2) 自主財源の確保
ア 新たな財源等による歳入確保

番号	項目	内容	指標
1	有料広告事業の推進	封筒、広報紙の広告掲載、公共施設への施設命名権の導入の実施のほか、新たな広告媒体の導入など有料広告事業を推進する。	毎年度3,000千円以上の歳入を確保する。
2	遊休土地の資産活用	利活用予定がない市有地の売却や貸付を進め、自主財源の充実確保を図る。	利活用予定の無い市有地の売却を継続して実施する。
3	ふるさと納税制度の活用	「ふるさと納税制度」の活用により、返礼品の見直しを行い全国より寄附金の募集を行うことで、自主財源の充実確保を図る。	毎年度、前年度を上回る寄附額を集める。
4	インターネットを活用した公用車の売払い	用途を廃止し、不用となった公用車について、インターネットを活用した売却を進め、自主財源の充実確保を図る。	売却可能な公用車は全て売却する。
5	基金の債券運用	各種基金に属する現金について、国債や地方債等有価証券による保管・運用を行うことで、運用益の増収を図る。	資金運用会議を毎年度開催し、運用について検討を行う。
6	ガバメントクラウドファンディングの推進	寄附金の使い道を具体的に示しながら、寄附金の募集を行う事で、自主財源の充実確保を図る。	毎年度、対象事業の検討を行う。
7	企業誘致の促進	市の企業立地促進制度の活用・充実や新たな事業用地の確保により、企業誘致の促進を図る。	令和11年度までに5社以上と土地にかかる契約を締結する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
全課室	●	●	●	●	●	令和5年度:2,908千円
財政課	●	●	●	●	●	令和5年度:55,242千円 ※一般会計
財政課	●	●	●	●	●	令和5年度:249,048千円
財政課	●	●	●	●	●	令和5年度:売却額2,151千円 ※消防用ポンプ車ほか計6台
財政課 会計課	●	●	●	●	●	令和5年度末時点では、財政調整基金及び市営住宅建設基金で計9.99億円の債券運用を実施(年限10年~20年)
財政課	●	●	●	●	●	
商工観光課 都市開発課	●	●	●	●	●	

イ 市税等の収納率向上

番号	項目	内容	指標
1	期限内納付の徹底	市税の確実な納付につなげるため、引き続き口座振替登録を推進するとともに、納税しやすい環境の整備と周知を図る。	現年度収納率99%以上を保持する。(一般会計)
2	夜間休日納税相談窓口実施	月1回の休日納税相談に加え、夜間納税相談(午後7時まで窓口延長)を行い、滞納の早期解消を図る。	年間25日程度開設する。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
税務課	●	●	●	●	●	令和5年度:収納率99.18% ※国民健康保険税を含まない。
税務課	●	●	●	●	●	令和5年度: 休日納税相談日数 11日 夜間相談日数 0日

ウ 受益者負担の適正化

番号	項目	内容	指標
1	使用料・手数料の適正化	十分にコスト管理を行いながら、施設の維持管理経費を勘案し、使用料・手数料の見直しを実施する。また、次期使用料・手数料の見直しに向けた指針の策定を行う。	使用料・手数料の見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。
2	水道料金の適正化	将来の施設更新財源などを適切に確保するとともに、十分にコスト管理を行いながら、需要状況に応じて定期的に料金を見直しを実施する。	料金見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。
3	下水道料金の適正化	将来の施設更新財源などを適切に確保するとともに、十分にコスト管理を行いながら、需要状況に応じて定期的に料金を見直しを実施する。	料金見直しを実施する。ただし、検討の結果、見直しを行わない場合には、検討作業の完了とする。

担当課	R7	R8	R9	R10	R11	備考
政策企画課 所管課				○ 指針策定	◎ 見直し	改定時は、令和12年4月から新しい使用料・手数料を施行する。
水道事業所			◎ 見直し			改定時は、令和10年4月から新料金を施行する。
下水道課				◎ 見直し		改定時は、令和11年4月から新料金を施行する。